

企業事例交流会企画委員会規程

- 第1条 本委員会は社団法人日本オペレーションズ・リサーチ学会研究普及委員会の下に常設される。
- 第2条 本委員会は、企業等におけるORの事例の継続的な発掘、ならびに企業事例交流会（原則として春、秋各1回）の企画及び運営を目的とする。
- 第3条 本委員会は、委員長（普及担当理事）と委員若干名をもって構成する。
- 第4条 前条の委員は、委員長の推薦に基づき研究普及委員長が委嘱する。
- 第5条 委員の任期は2ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第6条 委員長は、各企業事例交流会毎に委員の中から 幹事 若干名、コメンテータ 若干名を指名し、当該企業事例交流会の企画・運営を委嘱する。
- 第7条 幹事は、担当する企業事例交流会をオーガナイズし、かつ実施当日の実行を管理する。
- 第8条 コメンテータは、担当する企業事例交流会における報告に対して、適切なコメント、アドバイスをを行う。
- 第9条 この規程の改正は研究普及委員会が立案し、理事会の承認を受ける。
- 附 則 この規程は平成9年3月21日より施行する。